

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.2

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor:

Argentina, Bangladesh, Cambodia, China, Estonia, Indonesia, Iran, Israel, Italy, Jordan, Latvia, Lithuania, Mali, Norway, Oman, Pakistan, Portugal, South Sudan, Sudan, Tajikistan, United Kingdom

第 80 回国連総会第一委員会は、

LAWS に完全自律型兵器、半自律型兵器を含むことを確認し、

1949 年のジュネーヴ諸条約およびその追加議定書において確認された、武力紛争における文民保護と国際人道法の遵守の重要性を再確認し、

すべての国家が国際人道法及び国際人権法を遵守する義務を有することを想起し

その結果として、不測の民間人被害、武力行使の促進、人道的危機の拡大を招く可能性があることに深い憂慮を表明し、

LAWS の開発および配備は新たな軍拡競争を助長し、国際平和および安全を著しく損なうおそれがあることを認識し、

特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の自律型致死兵器システム政府専門家会合の軍事用 AI に対する取り組みを言及し、

国際社会における複数の国家および市民社会が LAWS の事前禁止を求めていることを歓迎し、

「完全自律」とは、兵器の開発、研究、起動以外の行為を AI が行うものと認識し、

軍事 AI の判断ミスで人的被害が出るリスクがあることを認識し、

AI にかかわる人々は責任感を持って行動しなければならないことを再確認し、

AI などの先進技術は、人間の生活を豊かにするために開発されたものであるということを再確認し、

過去の国際会議や条約に強制力がなく、未だに全ての国が準拠する軍事用 AI に関する国際的な基準や議論の場所が存在していないことを認識し、

今まで新兵器が開発された時に有効な国際基準の制定が間に合わなかったことを起因に、多大な被害を出してしまったことを反省し、

各国内の政治は、各国の中核となる行為であり、その国民のために独自に行っていくものであると信じ、

いかなる場合でも生成 AI によって人権侵害が行われてはならないことを再確認し、

ディープフェイクが国際社会にリスクを与えることを確認し、

国際刑事裁判所 (ICC) を想起し、

すでにあるディープフェイクを見分ける技術が有用であることを認識し、

1. 全加盟国に対して、LAWSのうち、完全自律型兵器と、機械が独自に判断して作動する半自律型兵器の開発、製造、取得、保有、移転、使用を全面的に禁止することを強く要請し；
2. すべての加盟国に対し、LAWSの開発・研究・実験を直ちに停止し、既存の関連研究の中で国際人道法に反するものは禁止するよう強く要請し；
3. CCWの自律型致死兵器システム政府専門家会合に対し、LAWSが完全に禁止されているかどうかを監視することを強く要請し；
4. 各国政府に対し、核兵器、生物兵器、化学兵器を含む大量破壊兵器にAI兵器を接続しないことを強く促し；
5. 各国政府に対し、自律型致死兵器システム政府専門家会合に、自国のLAWS開発と規制の現状を一年に一回報告することを要請し；
6. ICCに対し、LAWSを不法に使用した国への制裁を円滑に実行するためのルール作りを行うことを促し；(直接権限はないから協力を要請するにしないと)
7. 各国政府に対し、意味ある人の関与がある半自律型兵器の使用前と使用後にCCWに以下のことを報告することを促し；
 - a. 使用する目的
 - b. 使用する手段
 - c. 使用した結果
8. 各国政府に対し、意味ある人の関与がある半自律型兵器は以下の条件下でのみで使用することを許可することを決定する：
 - a. 機械の故障による誤作動を防ぐための安全機能であるキルスイッチ機能と人間が遠隔操作できる機能を搭載すること
 - b. 誤作動を起こした際の責任の所在を明らかにすること
 - c. 兵器が運用されている間、人間が常時情報収集を続けること
 - d. 人間による誤作動を防ぐためのフルプルーフ機能を搭載すること
 - e. 防衛目的のみであること
9. 国際社会に対し、国内の選挙を各国にとって適切な形で行っていくために以下のことを促す；
 - a. 生成AIを使用して国の選挙に影響を与えようとする行為の禁止、
 - b. 他国の生成AIによって作成された情報によってなんらかの影響を受けたことが疑われる、または特定された場合に、それを他国に対して主張することの容認；
10. 各国政府に対し、生成AIによってプライバシーと個人情報が漏洩しないようにする規制を設けるよう促し；
11. 各国政府に対し、ディープフェイクで生成されたものが判別できるようにする研究を行うことを促し；
12. 国連総会に対し、AIに関する問題を全般的に議論するための新機関を創設することを促し；
13. 各国政府に対し、特定のAIが、以下の点が担保されていないと判断された場合、規制対象とするよう要請する：
 - a. 公平性、
 - b. 透明性、
 - c. 説明責任、
 - d. プライバシーの尊重；
14. 全加盟国に対し、生成AIが出力する結果に情報の偏りがないよう以下の内容の実施を奨励する：
 - a. 社会的マイノリティについてAIの学習量と質を向上させる、

- b. 少数言語での AI の学習量を増加させ、出力の精度を向上させる；